

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 西尾市立見影保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 加藤 美奈	定員（利用人数）： 82名（62名）	
所在地： 愛知県西尾市西幡豆町北岡割1番地		
TEL： 0563-62-3612		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和48年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市		
職員数	常勤職員： 7名	非常勤職員： 5名
専門職員	（園長） 1名	（事務職員） 1名
	（保育士） 10名	
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 保育室、遊戯室、事務室
		調理室、プール、屋外遊技場

### ③理念・基本方針

#### ★理念

児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を基本に保育を進めていきます。

#### ★基本方針

- ・健康で安心、安全な保育を基本とし、一人一人の子どもの育ちを支え愛情豊かな保育をします。
  - ・地域や家庭との連携を図り、信頼関係を築きながら地域に愛され、地域の人たちと共に協力し合っ
- て保育を進めていきます。
- ・保育の内容の充実を図るため、職員の資質向上及び職員間の連携に努めます。
  - ・幡豆小学校との連携、交流を深め、滑らかな移行を図ります。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ①挨拶をする、人の話を聞く、相手を思いやる等特に意識して保育を行っている。  
・現在の子ども様子から、上記に挙げた点を保育士間で話し合い、特に意識をもって保育をしている。そのためには子どもの個性を尊重し、子どもが心身ともに成長できるような環境作りを心がけている。日常の中での会話、言葉使い、トラブルなどクラスでも取り上げ、子どもたちと一緒に考えるようにしている。  
・園内研究では、子どもとの関わり、保育環境の悩みなど保育をしていて悩んだことに関して保育士同士で意見を出し合い解決できるような場を設けている。
- ②保育士と保護者との情報のやり取りを積極的に行う。  
・主に降園時に今日の出来事など些細なことでも保護者に伝えている。長時間保育の子は長時間担当保育士や担任が長時間保育担当時に伝えている。  
・日々の様子を伝えること、特に子ども同士のやり取りの中でのトラブルは、互いの思いを十分に聞きながら保護者にも伝え、子ども同士の思いや葛藤など様々な思いをしながら成長していくことなどをきちんと伝えるようにしている。
- ③安心・安全保育に力を入れている。  
・不審者侵入予防として門扉の施錠を行い、来園者の確認を行う。  
・駐車場が園から少し離れているため、降園時園児と保護者が渡る時、見守りを行っている。
- ④コロナ禍での行事の持ち方について工夫をしている。  
・コロナの状況に応じて、参加人数制限の増減をしている。保育参観、保育参加に関しては、参加日の日にちを多くとり、部屋の中が密にならずに参観や参加をしてもらえるように配慮している。  
・運動会では、コロナから年齢別に行っているが、場所取りをせず我が子をゆったりとみることでよいと好評であった。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 7月29日(契約日) ~ 令和 5年 4月18日(評価確定日) 【令和 5年 1月25日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成29年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆園長の保育の質の向上への意欲

園長は、保育の質の向上に意欲を持ち、援助の方法や子どもの姿の理解について、気づいたことを主査と話し合い、職員にアドバイスを行っている。新規職員については、次の保育に活かしていける評価・反省となるように配慮している。また、職員会議や園内研究、障害児研修においても質の向上につながるよう話している。

##### ◆働きやすい職場づくりの取組み

園長がクラス担当の職員の業務内容を把握し、事務時間を確保するような工夫を行っている。また、定時に退勤がしやすいよう声かけを行っている。「職員が働きやすい環境にすべき」「職場で居心地が良いことが働きやすい職場である」との信念の下、一人ひとりの職員の話聞き改善につなげている。働きやすさの指標となる一人ひとりの職員が回答する「職場診断アンケート」では、いずれの項目も高評価となっている。

◆美味しく安心して食べられる食事の工夫

献立は市で決められ、給食センターで調理した食事を保育園で配膳している。未満児に対しては、発達に応じて細かく刻んで提供している。食べ終わった食器の片付けは、職員と子どもと一緒に調理室に運び、調理員との会話の時間もある。毎日残食・嗜好調査を行い、月1回給食センターへ報告することで、子どもの残食や嗜好も伝えている。地域で栽培された野菜やもち米・抹茶等を使用し、地域の食文化に触れる機会も持っている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画における目標の明確化

中・長期計画は1年ごとに見直しを図られているが、令和2年度から令和4年度のを令和4年4月に作成している。先の見通しを持つことができるよう、計画の作成時期について検討されたい。また、実施状況の評価が客観的に行えるように、数値目標や具体的な到達点等を設定されたい。さらに、令和9年度の閉園に向け、保護者の不安解消にも手立てを講じられたい。

◆人事管理制度の検討

「保育園職員としての服務」が期待する職員像になっている。「成果評価シート（目標管理）」「能力・取組姿勢評価シート」で目標管理、自己評価が行われ、主査、園長が評価・面談を行い、市に報告を上げている。一方で、被考課者である職員本人や考課者である園長等に最終的な評価（人事考課）の結果が通知されず、職員個々のモチベーションの維持には疑問符が付く。総合的・民主的な人事管理制度とは言い難く、市を含めた検討課題となる。

◆子どもの生命を守る職員研修

「アレルギー対応ガイドライン」や「アレルギー対応マニュアル」があり、職員間で読み合わせを行っている。年度初めには、職員会議でアレルギー児への対応を確認し、職員間で周知されている。しかし、エピペンやAEDの使用法等の園内研修が、定期的に行われていない。子どもの生命にも関わることであり、職員の対応方法も含め、必要な知識や技術、情報についての研修を実施することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、園長としても園組織としても新たな気づきや見直しができる良い機会となった。特に事業計画や保育、行事等の振り返りの仕方に関しては、より意識して行うようになり、保育士の意識も高まり、職員一人一人の資質向上につながったのではないかと考える。今回ご指導いただいた職員研修に関しては、計画を立て定期的に行い、資質向上を目指し、次年度以降にも引き継いでいけるようにしていく。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・㉔・c
<コメント> 保育理念や保育方針がリーフレットに記載され、ホームページでも確認することができる。職員には、4月の職員会議で読み合わせをして周知を図っている。保護者には、入園説明会や入園式で周知を図ったが、在園児の進級説明会は開催できなかったため、保護者への周知について課題が残る。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉔・b・c
<コメント> 毎月の公立園の園長会、2ヶ月に1度の民間園と公立園合同の施設長会、全国保育士会、全国保育協議会等から情報を得ている。また、市の出生数から西幡豆町の保育ニーズを分析している。消耗品費は年間で金額が決定されているため、その中でのやりくりに努めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉔・b・c
<コメント> 現状の課題として、職員間の情報共有および資質の向上、ICT化が挙げられている。職員への周知は、研修報告も合わせ会議録だけでなく、口頭またはL○G○チャットという自治体専用のネットワークでの周知が検討されている。ICT化については、導入したばかりで、今後の活用が期待されている。経営状況については、6月に市が示す「予算配当一覧表」に沿って職員間で購入や修繕について検討している。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・㉔・c
<コメント> 中・長期計画は「人材育成」「子育て支援」「地域との関わり」「防災への備え」「施設管理」の項目で、3年間ごとの計画を策定している。1年ごとに見直しを図っているが、令和2年度から令和4年度の計画が、令和4年4月に作成されていた。先の見通しが持てるよう、適切な時期に策定されたい。また、令和9年度の閉園に向け、保護者の不安解消にも手立てを講じられたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・㉔・c
<コメント> 中・長期計画の項目に加え、「努力目標」、「スローガン」が記載された事業計画が策定されている。「園内研究年10回」、「絵本の読み聞かせ年10回程度」等、一部の項目について具体的な記述もあるが、実施状況の効果測定が図れるよう、より多くの項目について数値目標の設定を検討されたい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の策定は、職員会議で検討している。各項目について関わった職員に意見を聞き、それを参考にして園長と主査がまとめ事業計画を策定している。事業計画の策定と同様、見直しも職員会議を使って職員の意見をまとめており、組織的な取組みとなっている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画を分かりやすく説明したものが「重要事項説明書」や「リーフレット」に記載されているとの観点から、これらを使って入園時や進級時に説明を行っている。しかし、保護者アンケート（事業計画の保護者周知）では、66%の保護者が説明を受けたとすると留まっており、事業計画を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者周知を図ることが望まれる。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 第三者評価を定期的を受審しているが、受審しなかった年の自己評価が確認できなかった。PDCAサイクルに基づく保育の質の向上を目指す取組みとして、改善の余地がある。行事については、評価・反省をその都度行っており、課題が抽出されれば直ちに改善につなげている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 自園の第三者評価の結果のみならず、他園の結果を受けて改善の取組みを行っている。他園で指摘されたSDGsの取組みを行い、子どもにも分かりやすい資料を作り玄関先に掲示している。また、自園の改善計画も作成されていたが、誰が、いつまでに、何を行うかが曖昧になっており、それらを明確にする等の改善を要す。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「保育園職員としてのあり方」の「保育園職員としての服務」に、園長の役割と責任が記載されている。また、年度初めに「保育園職員としてのあり方」の読み合わせを行い、職員への周知を図っている。園長は職員会議で自らの役割と責任について表明している。「地震及び津波被害時の行動マニュアル」に、園業務の決定権限順位が明記され、園長不在時は主査、上席職員となっている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 市からの「L o G oチャット」というネットワーク内の「掲示板」やメールで、遵守すべき法令が知らされており、その内容について職員会議で周知を図っている。また、SDGsに関しては、園内研究で子どもにどう伝えるのかが検討され、玄関先に掲示をすることとなった経緯がある。各地で子どもへの権利侵害が報道されている折でもあり、法令遵守の職員研修を行う等、理解の促進を図られたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、保育の質の向上に意欲を持ち、援助の方法や子どもの姿の理解について、気づいたことを主査と話し合い、職員にアドバイスを行っている。新規職員については、次に活かしていける評価・反省となるように配慮して指導している。また、職員会議や園内研究、障害児研修においても、保育の質の向上につながるよう話をしている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、クラス担当の業務内容を把握し、事務時間を確保するような工夫を行っている。また、業務終了時間に退勤がしやすいよう、声かけを行っている。「職員が働きやすい環境にすべき」「職場で居心地が良いことが働きやすい職場」であるという信念の下、一人ひとりの職員の意見を聞いて業務に当たっている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員の採用や確保は市が主体となって行っているため、園長の役割は、離職の防止となっている。年1回10月頃に、保育課主幹と指導担当とで行われる「運営懇談会」において、園の現状を伝えている。働きやすさの指標となる一人ひとりの職員が回答する「職場診断アンケート」では、いずれの項目も高評価となっている。園をあげて、潜在保育士や保育補助職員の発掘に努めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> 「保育園職員としてのあり方」の中の「保育園職員としての服務」が期待する職員像になっている。「成果評価シート(目標管理)」や「能力・取組姿勢評価シート」で目標管理や自己評価が行われ、主査、園長が評価・面談を行い、市に報告を上げている。一方で、職員本人や役職者に最終的な評価(人事考課)の結果が通知されず、職員個々のモチベーションの維持には疑問符が付く。総合的な人事管理とは言い難い。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>有給休暇の取得や時間外勤務はデータ管理され、園長は職員の就業状況を把握している。有給休暇の取得に当たっては、年間予定表を作成して有給休暇を取得しやすいように工夫している。庶務管理システムの「勤務実施簿」で、退勤時刻と時間外申請の乖離時間が明示され、乖離の内容を職員から聴取し定時の帰宅を指導している。ストレスチェックを行った結果、園全体として問題となるような事案はなかった。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>目標管理は正規職員のみならず、会計年度任用職員も行っている。職員自身が定めた目標の達成状況を面談で確認している。しかし、目標管理が事業計画と結びついていない。職員個々の目標を、理念や方針、中・長期計画、事業計画といった園全体の目標と連動させるよう検討されたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の公立保育園・幼稚園共通の「保育者研修計画」が策定されている。階層別研修では、経験年数によって研修が計画されているため、それに合わせて参加者を決めている。職員育成の観点から、PDCAサイクルを活用し、研修内容が保育に生かされるよう工夫されたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の研修としては、経験年数による階層別研修や職種別研修、テーマ別の研修が計画されているが、職員の意向を考慮して参加できるように調整している。「研修受講記録一覧表」があり、異動時に研修参加の状況が異動先に引継がれる仕組みがある。しかし、会計年度任用職員については、研修への参加がほとんどない。職員一人ひとりに研修機会が設けられるよう、研修体系の整備が求められる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「市立保育園園長会申し合わせ」の中の「実習生受け入れマニュアル」に沿って、2週間のプログラムが作成され、実習指導を行っている。「実習生受け入れマニュアル」の読み合わせを行い、全職員が受入れ時の対応について把握するようにしている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページに、リーフレットを含め情報が掲載されている。しかし、事業計画、事業報告、予算、決算、第三者評価の評価結果といった情報の公開はなく、運営の透明性の確保という点では十分とは言えない。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「予算執行点検マニュアル」に基づいて、6月と12月に予算の執行状況を点検している。物品購入は園長と主査が確認し、承認している。物品の購入に際しては、業者に偏りがないように見積りを取り寄せて選定している。市の監査も定期的を受けている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      地域との関わりについての考えを、リーフレットや事業計画に記載している。小・中学校との交流、野菜づくり、高齢者施設への訪問、絵本の読み聞かせ、ボランティアの受入れが書かれているが、コロナ禍でやむなく中止しているものもある。コロナ禍収束を待って再開の用意がある。社会資源については、その都度お知らせをしている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「ボランティア受け入れマニュアル」に沿って、中学生の職場体験、夏休みのボランティアの受入れを行っている。中学3年生の家庭科の授業の一環で、幼児期の子どもの姿を知ることが目的となっており、園として学校教育への協力を行っている。コロナ禍のため、リモートを活用して交流を図った。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      発達が気になる子どもについては、市の巡回相談を活用したり、障害児研修を園内で実施したりしている。発達ที่気になる未就園児が通うポップ教室と情報共有を図り、入園後も連携を図っている。中学校区の「交通安全推進協議会」や小学校との「保小連絡会」へ参加し、連携を図っている。また、子育て支援センターの情報誌「NEWS care-B」を配布している</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      幡豆地区の3園で地域活動事業「コロコロ」を実施し、未就園の親子を対象にリズム遊びや体操教室を年3回行っている。また、未就園の親子を対象に週1回園庭開放を行い、子育て相談やニーズに把握に努めている。コロナ禍によって様々な活動が制限され、積極的に地域の福祉ニーズを把握する取組みは実施できていない。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      早朝・長時間保育、土曜共同保育、地域活動事業、園庭開放を行っている。地域に幼稚園が無いため、3歳以上の保育の必要のない子どもを受入れる「特別利用保育」の子どもを受入れている。地震、津波の災害時には避難所となる。有事に必要となる備蓄品は、園よりも建物の高さがある小学校と連携して置いている。防災対策では、小学校との合同訓練を行い、3階の音楽室まで避難した。</p>			



評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 保育理念や方針は、職員室や各保育室・遊戯室に掲示されており、職員や保護者が常に目にすることができる環境にある。職員は人権についての研修を受け、職員会議で共通理解を図っている。園内研究でSDGsについて子どもたちと考え、その取組みを写真付きで掲示し、保護者にも伝わるよう工夫している。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 「個人情報保護マニュアル」や「プライバシー保護マニュアル」「虐待対応マニュアル」があり、年度初めに読み合わせをし、年度末には見直しを行っている。プライバシーについては定期的に研修を行い、内容は職員会議で共有している。身体測定や着替えの際は男女別に分けて対応したり、プール遊びでは囲いを使用し、外部から見えないよう環境を整備している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉖ ・ b ・ c
<コメント> リーフレットは市役所や地域の支所に置いてあり、保護者が手に取れるようになっている。市のホームページからも情報を確認できる。今年から園の紹介を 유튜브 にあげ、保護者がいつでも観られるようにしている。見学希望者に対しては園長が対応し、毎週火曜日の園庭開放日には、いつでも相談を受けられる環境を整えている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 市が作成した重要事項説明書について、入園式や進級説明会にて園長より説明をし、後日保護者の同意を得ている。年度初めには、園生活について分かりやすく工夫した「おたより」を配付し、随時質問も受け付けている。行事前や保育内容の急な変更は、保育園と家庭とのコミュニケーションアプリ「ハグモ」や「きずなネット」で連絡をしている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 保育所等の変更時には、引き継ぎのための手順や文書の内容を記載したマニュアルがあり、市内の保育所等への変更には入園面接時の書類を送っている。市外への転園時には引き継ぎの書類は無く、配慮が必要な家庭や子どもについては、市役所の子育て支援課から情報提供がある。園のリーフレットには育児相談についての記載はあるが「園だより」等でも担当者や相談窓口の案内が望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 年2回の個別懇談会では、子どもの様子や保護者の意見・要望を聞き取り、職員間で共有して日々の保育に反映させている。行事ごとにアンケートを行い、今年度はコロナ禍での運動会の環境整備や保育参観の実施方法等、昨年の意見を参考にして企画した。アンケートの結果は職員間で共有するだけでなく、集計した結果が保護者に伝わるような仕組みが整うことを期待したい。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制は「重要事項説明書」や園内の掲示で保護者に周知されている。アンケートボックスは玄関に設置されているが、利用されていない。保護者から直接聞き取った意見は記録し、職員間で検討する時間を設けている。検討内容は、意見した保護者に直接回答しているが、保護者全体に知らせる仕組みは無い。苦情を受付ける体制や、フィードバックをする仕組みが機能することを望みたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談や意見は、送迎時に直接聞き取ったり、未満児の連絡帳でのやり取りで把握している。長時間保育では「引き継ぎノート」を利用して、担任とやり取りできるようになっている。相談スペースは空き部屋を利用することで、プライバシーに配慮している。相談や意見は随時受け付けることを入園式でも伝え「園だより」でも説明を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「意見対応マニュアル」が整備され、年度末に見直しを行っている。保護者からの相談内容は朝礼や夕礼で報告し、職員間に周知している。朝礼・夕礼に参加できない職員には、L o G oチャットを活用して伝えている。相談内容や解決策をまとめた「育児月報」を回覧することで、職員周知が図られている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「安全管理マニュアル」があり、園内外の危険箇所を把握している。遊具等の安全点検は、職員が毎日行っている。マニュアルの見直しは年度末に行い、年度初めに職員間で読み合わせをしている。保育中のヒヤリハットについては、夕礼で報告している。ヒヤリハット事例については、子どもからも意見を聞き、一緒に検討している。安全管理研修に参加し、資料を職員に配布して情報共有を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新型コロナウイルスへの感染予防のため、常に手指の消毒を行い、毎日のおもちゃの消毒、健康チェック表の確認等を行っている。保護者への情報提供は、市の作成した資料を配付し、園内の感染状況は玄関に掲示している。今回の新型コロナのように、新たな感染症が出現した際には、予防策や対応方法・症状について直ちに勉強会を行い、日々新しい情報を職員周知することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月1回の避難訓練を実施し、反省会の時間も設けている。長時間保育での避難訓練も、指導計画に基づいて実施している。備蓄品は3食分用意されていて、今後市全体で使用期限を統一することを検討している。園が高台にあることから、地域の避難場所にもなっている。近隣住民の避難も想定されるため、職員は自身の動きを確認し、役割を理解しておく必要がある。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市全体で作成された標準的な実施方法が文書化され、マニュアルとして各クラスに配付されている。標準的な保育の実施方法は、指導計画、月案等にも盛り込まれており、園内研修や学年ごとの会議で職員に周知している。標準的な実施方法に基づいて保育が実施されているかは、主任が確認して指導する仕組みがある。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法に基づく指導計画や月案等は、月末に評価して見直しを行っており、園長や主任が確認している。日々の保育についての保護者等からの意見は、月案の評価反省欄に記入し、次月に反映させている。各種マニュアルの見直しは年度末に行い、年度初めに職員全体で確認している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 市が作成した用紙に、入園時の面談時に保護者から聞き取った情報を記入し、園長や主任が確認して指導計画を作成している。4月、5月に行われる個別懇談会で子どもと保護者の具体的なニーズを確認し、指導計画に反映させている。支援困難ケース等については、必要に応じて市の巡回相談の職員に相談し、意見や助言を得て個別指導計画を作成している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 指導計画の変更や追加した項目には赤ラインを引き、他の職員が見ても分かるように工夫している。計画が変更になった場合には「ハグモ」で配信して保護者に知らせているが、保護者が確認していないこともある。その対策として、送迎時に現在の配信内容が確認できるよう、玄関設置のiPadに掲示することも検討している。早急な対応が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 市の共通の様式に保育の実施状況を記録し、書き方についてもマニュアル化されている。書き方は記録の保存用ファイルの表紙に貼り、職員の目にとまりやすいようにしている。個別に支援が必要な子どもや障害のある子どもについて、職員会議や園内研修で話し合いの時間をもち、記録に残して職員全員で共有している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子ども個人が特定できる書類に関しては鍵付き書庫に保管し、最後に帰る職員が施錠している。その鍵についても、キーボックスに入れて二重ロックをしている。SDカードの使用時には園長に申し出を行い、情報の破棄についても園長に確認している。個人情報の取扱いに関しては、入園時に園長が保護者にも説明を行って同意を得ている。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」は、「保育所保育指針」を基に市の様式で作成しており、評価は年度末に行っている。子どもの心身の発達や家庭の状況、地域の特色を盛り込んだ保育計画となっている。年度末に計画に沿って反省は行っているものの、次年度につなげるために検討するところまでには至っていない。保育の質の向上のために、次につなげる評価・検討をしていく事が望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>机や椅子の消毒や玩具の滅菌を行い、個人別のタオルについても、衛生面に配慮してタオルカバーを使用している。保育室の家具は死角ができないように配置されている。保育室の一部にマットを敷き、身体を休めたりくつろげる場所を作っている。保育室等の環境整備については、園内研修も実施している。午睡の布団を、より衛生的に管理するための方法を検討している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの発達や家庭環境等に配慮した保育を行っている。子ども全員の状況を職員間で共有し、個々に合った保育ができるよう、職員会議で話し合っている。時間に追われ、気持ちにゆとりがないときには、子どもを急かす言葉を使ってしまうことがあるのも事実である。それを職員は認識しており、不必要に急かす言葉を用いないよう心がけている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>手洗いや身支度の方法等の基本的な生活習慣を絵で表示し、視覚に訴えて子どもの自主性を促している。トイレトレーニング等、家庭の協力がが必要な部分に関しては、送迎時に保護者と職員が様子を伝え合っている。クラス単位の保育では、子ども一人ひとりに応じて保育を行うことに難しさを感じている職員もいる。個別保育は永遠のテーマでもあり、会議や研修での掘り下げを期待したい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運動会や保育発表会、お店屋さんごっこ等の行事や遊びを通じて、子どもたちが主体的に協同して取り組むよう援助している。コロナ禍で行事が縮小されているが、子どもからの提案を取り入れて行事を企画しようと、職員間でも前向きに話し合いが行われた。コロナ禍で散歩や地域との交流が少なくなっているが、状況を見ながら再開し、子どもたちの期待に応えようとしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちが探索活動を十分に行えるよう、机を保育室の隅に寄せたり、おもちゃや絵本は子どもの目線に置く等の配慮をしている。子どもそれぞれの生活パターンや性格に寄り添えるように、今まで行ってきた保育の内容を見直すことも、都度行っている。自我の芽生えと共に見られる噛みつき等の口唇期の行動に対しては、入園時に園長が保護者に分かりやすく説明している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          子どもの興味や関心に沿って職員が遊びを工夫し、子ども主体に遊びが広がっていくように環境を整えている。子どもが廃材工作に熱心に取り組み、友だちと協力して大きな作品を作る等の活動も行われている。コロナ禍で、子どもたちの活動を地域の方に見てもらえる機会が無くなっているが、今後は、園での取り組みを見てもらえる機会を増やし、子どもたちの意欲につなげることを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          障害のある子どもについては、担任と加配保育士とで個別の指導計画を作成し、状況に応じた頻度で評価を行っている。市の臨床心理士の巡回指導で助言を得て、園内の障害児保育研修で共有しており、園全体で保育を行うよう配慮している。保護者には日々の様子や成長をこまめに伝えている。市の療育の場としての児童発達支援センターを、保護者に案内している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          長時間保育の部屋には畳のコーナーがあり、家庭的でゆったりと過ごせる環境となっている。随時水分補給を行い、18時半にはジュースを提供している。各担任が週1回は長時間保育を担当するため、保護者との接点もでき、子どもたちも安心して過ごしている。保護者の都合で突発的に迎えが遅くなる子どもは、長時間保育の部屋で過ごし、不安無く保護者の迎えを待っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「全体的な計画」と指導計画に、就学を見通した内容が立案されている。就学前に、年長児が小学校の教師から安全や給食についての話を聞く機会がある。コロナ禍によって小学校での交流機会は減っているが、小学校への体験入学の計画もある。小学校からのメッセージを保護者に伝え、不安がある保護者に対しては園が間に入って相談を受ける等、保護者へのサポート体制も整っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「健康管理マニュアル」があり、「保健衛生年間指導計画」を作成している。市の「保健だより」を定期的に配付し「園だより」にも疾病についての予防等の情報を載せている。送迎時に保護者との情報共有を行い、長時間保育の子ども情報は「引き継ぎノート」を使用して共有している。SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する必要な情報を、正確に保護者へ伝えることを期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          内科の健康診断は年2回、歯科健診は年1回行っている。結果は「連絡ノート」に記載するとともに、送迎時に保護者へ直接伝え、健診での情報が家庭でも生かせるようにしている。保健計画については、定期的な確認が行われていない。健診結果を保健計画に反映させ、保育の一部分として職員が関わられるような仕組みが整うことを期待したい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「アレルギー対応ガイドライン」や「アレルギー対応マニュアル」があり、職員間で読み合わせを行っている。年度初めには、職員会議でアレルギー児への対応を確認し、職員間で周知されている。エピペンやAEDの使用方法等の園内研修が行われていないため、職員の対応方法も含め、必要な知識や情報についての研修を実施することを期待したい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 「食育年間計画」を作成し、SDGsの取組みの中で、食について子どもと一緒に考える時間を設けている。コロナ禍によって黙食が必要とされる中、子どもたちとパーテーションを手作りし、安全に食を楽しむように取り組んでいる。職員が一人ひとりの食べられる量を把握しており、配膳時には様々な量を用意している。子どもは、自身の食べられる量を自分で選び、無理なく喫食している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 献立は市で決められ、給食センターで調理された食事が園に届く。未満児には、発達に応じて細かく刻んで提供している。食べ終わった食器は、職員と子どもと一緒に調理室まで運び、調理員との会話の時間もある。毎日残食・嗜好調査を行い、月1回給食センターへ報告し、子どもの残食や嗜好も伝えている。地域で栽培された野菜やもち米、抹茶等を使用し、地域の食文化に触れる機会もある。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 送迎時に、子どもの様子を保護者に伝えることを大切な時間と考えて取り組んでおり、保護者の満足度も高い。クラス担任が、週に1回は長時間保育を担当するため、長時間保育を利用する保護者とも直接話す機会が持っている。保育園と家庭のコミュニケーションアプリ「ハグモ」を導入したことで、その日の活動を保護者が確認しやすくなっている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者からの相談内容を記録に残し、回覧して職員間で周知する仕組みがある。個別懇談会が年2回実施され、保護者の就労時間に合わせて日程調整を行うように配慮している。子育て支援センターからのお知らせやパンフレットを保護者に配付し、子育てに有効な情報の提供を随時行っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」が整備され、年度末に見直しを行っている。子どもの発する言葉や心身の状況から、虐待等の権利侵害の兆候を見逃さないように努めている。支援が必要な家庭の情報は、市の家庭児童支援課と連携を図り、事前に情報を得て適切に対応している。職員全体で虐待等権利侵害への理解を深めるため、マニュアルに基づく園内研修を実施することが望まれる。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 市が実施する「能力取り組みシート」や園独自の「成果評価シート」を用い、年度初めに目標を設定して年度末に園長や主任との面談で評価を行っている。「企画力が弱い」「今まで行ってきた活動を見直すことに消極的」との自己評価があり、改善策を月1回の園内研修で検討している。職員個々の自己評価を、園全体の向上につなげていくための取組みとして評価できる。		